

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月10日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社DNAチップ研究所

【英訳名】 DNA Chip Research Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松原謙一

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43

【電話番号】 045-500-5211

【事務連絡者氏名】 常務取締役 柴勉

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43

【電話番号】 045-500-5211

【事務連絡者氏名】 常務取締役 柴勉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第10期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (千円)	479,501	283,328	157,837	123,771	872,967
経常損失 (千円)	311,067	238,594	88,307	82,303	279,102
四半期(当期)純損失 (千円)	389,995	239,306	112,505	82,541	340,188
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			1,116,368	1,116,368	1,116,368
発行済株式総数 (株)			33,897	33,897	33,897
純資産額 (千円)			940,418	748,439	990,226
総資産額 (千円)			1,142,171	927,779	1,246,319
1株当たり純資産額 (円)			27,743.43	22,079.81	29,212.80
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	11,505.32	7,059.83	3,319.03	2,435.06	10,035.94
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			82.34	80.67	79.45
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	275,904	196,744			79,944
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,854	195,164			6,406
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			400,990	591,817	593,397
従業員数 (名)			30	26	30

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	26
---------	----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
研究受託部門	96,270	152.9
合計	96,270	152.9

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
研究受託部門	66,231	116.1	82,840	135.1
商品販売部門	88,189	72.0	179,752	886.8
合計	154,420	86.0	262,593	321.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
研究受託部門	39,884	85.2
商品販売部門	83,887	75.6
合計	123,771	78.4

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株池田理化	91,521	58.0	39,203	31.7
理科研(株)	22,251	14.1	14,986	12.1
岩井化学薬品(株)			20,087	16.2

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 前第3四半期会計期間における岩井化学薬品(株)向けの販売高は、総販売実績に占める割合が100分の10未満でしたので記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、記載における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業について

当社が属しているDNAチップ市場は、国内外を問わないことから、日本国内のみならず世界中の同業他社と競合状態にあり、また他業種からの参入も増加するとみられ、市場における競争は更に激化することが予想されます。当社としては、早期にチップの開発、発売を目指しておりますが、他社が同種の製品を当社より先に販売した場合や、当社よりも安価な製品を販売した場合など、当社が新製品を発売しても期待通りの収益をあげることができない可能性があります。

(2) 経営成績の季節変動について

現在、バイオ産業は主として国のバイオ関連予算をベースに事業を行っております。これはバイオ企業全体の傾向であり、当社の顧客も例外ではありません。予算実施が可能となっても、顧客は年度内に予算の実施を行えば良いことから、1月～3月に実施する例が多くあります。同様に、大口案件では導入準備に時間を要することもあり、年度末近くに納入することが一般的で、このため下期の売上が大きくなる傾向があります。

また、上期については、前年度内に翌年度予算が国会にて成立した場合においても、予算の実施が早くても7月頃からとなるため、7～9月に比べ4～6月の売上が少なくなる傾向があります。

今後については、季節性の少ない民間企業からの受注増加を図り、収益を安定させていく考えです。

(3) 経営上の重要な契約等

当社はビジネス展開上重要と思われる契約を締結しております。契約先とは密接な関係があり、相互利益のもとに研究開発を推進していることから、当該契約の解消の可能性は低いと考えておりますが、契約が継続されない場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) DNAチップに関する知的財産権について

当社の特許戦略について

当社が事業を営んでいるバイオ業界は技術革新が著しく、特許が非常に重要視されております。

当社が現在保有している特許は4件であります。これ以外に出願中のものが35件あります。しかしながら、現在出願している特許がすべて成立するとは限らず、他社特許に抵触した場合等、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

また、他社特許への抵触は事業に影響する要因のひとつとなるため、当社事業に関連する他社特許については、特許電子図書館（特許庁）などを利用し、定期的かつ継続的に情報を収集し監視するとともに、重要と思われる特許については、特許庁から個別に資料を入手し、他社特許の出願・審査状況等の早期把握に努めております。なお、関連特許に問題点等がある場合には、特許事務所など有識者の意見、指導を受け、他社特許に抵触することのないように注意を払っております。

本四半期報告書提出日現在、当社の事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。当社として、このような問題を防止するために、上記のような注意を払っておりますが、潜在特許や他社との開発競争の中で、今後どのような特許が成立するか予測しがたいところであり、知的財産権に関する問題を完全に回避することは困難であります。

したがいまして、仮に第三者の出願した特許が成立し、当社がその第三者の知的財産権を侵害しているという公的な判断が下された場合、損害賠償金を負担する可能性や、ロイヤリティを支払わざるを得ないという可能性があり、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

共同研究における特許の帰属について

当社と大学及びその他公的機関に属する研究者との間で実施する共同研究において、その成果となる知的財産権に関しては、共同研究開発契約により各々の権利の持分を定めております。今後、大学の特許管理体制の方針転換が行われた場合、新たな費用発生が生じる可能性があります、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 薬事法等の法的規制について

「薬事法」について

「薬事法」では、人または動物の疾病の診断、治療または予防に使用されることが目的とされているものであって器具器械でないものを医薬品と定めており、医薬品は薬局開設者または医薬品販売業の許可を受けた者でなければ販売できません。

DNAチップは、血液疾患の研究や毒性物質検査、環境ホルモン検査等に使用されるものであり、「薬事法」に該当する医薬品ではありませんので、薬事法の規制は受けておりません。しかし、DNAチップのユーザーが医療臨床診断に使用した場合は薬事法に該当することになりますので、ユーザーに使用方法の注意を促すため、当社が販売している汎用DNAチップのカタログには、「本製品は研究用であり、医療、臨床診断には使用しないようご注意ください。」と記載しております（なお、現在は研究用のDNAチップを販売しておりますが、臨床診断用チップの研究開発を進めており、これを製品化した場合は「薬事法」の対象となる可能性があります）。

「組換えDNA実験指針」について

本指針は、組換えDNA実験の安全を確保するために必要な基本条件を示し、組換えDNA研究の推進を図ることを目的に、昭和54年8月に内閣総理大臣決定されたものであります。当社では、本指針に規定されている物理的封じ込めレベルP2（レベルはP1～P4であり、数値が大きいほど高い安全性が要求される）までの実験が可能な施設を保有しており、本指針に従って実験を行っております。なお「組換えDNA実験指針」（平成14年1月31日文科科学省告示第5号）の「組換えDNA実験の安全確保」には以下が示されております。

- () 組換えDNA実験（以下「実験」）は、その安全を確保するため、微生物実験室で一般に用いられる標準的な実験方法を基本とし、実験の安全度評価に応じて、物理的封じ込め及び生物学的封じ込めの方法を適切に組み合わせて計画され、及び実施されるものとする。
- () 組換え動物及び組換え植物の飼育又は栽培の管理は、この指針に定める方法に基づき実施されるものとする。
- () 実験従事者、実験責任者、実験実施機関の長及び安全主任者は、規定する任務をそれぞれ適切に果たすものとする。
- () 実験計画の策定及び実施に際しては、この指針のほか関係する法令、指針その他の規程を遵守するものとする。

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」及び倫理審査委員会の設置について

遺伝子解析研究は、個人を対象とした研究に大きく依存し、また研究の過程で得られた遺伝情報は提供者及びその血縁者の遺伝的素因を明らかにし、その取扱いによっては様々な倫理的、社会的問題を招く可能性があるという側面を持っています。

そこで、人間の尊厳及び人権が尊重され、社会の理解と協力を得て研究の適正な推進が図られることを目的とし、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が制定され、平成13年4月1日より施行されました。

この指針は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」等を踏まえて策定された「ヒトゲノム研究に関する基本原則」（平成12年6月14日科学技術会議生命委員会取りまとめ）に示された原則に基づき、また「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」（平成12年4月28日厚生科学審議会 先端医療技術評価部会取りまとめ）を参考に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究一般に適用されるべき倫理指針として、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省により共同で作成されたものです。ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する全ての関係者において、この指針を遵守することが求められています。

当社は、自主研究、共同研究並びに受託研究としてヒト遺伝子解析研究を行うにあたり、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の趣旨に基づき設置した倫理審査委員会で審査を行い、倫理的・法的・社会的問題に配慮し、人の尊厳と基本的人権を損なうことなく、適切に研究を実施しております。なお、当委員会は、以下に該当する研究を実施する場合に開催します。

- () 大学・医療機関及び民間機関を含む外部研究機関等より提供された試料等（研究に用いる血液、組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出したDNAなど人の体の一部）を用いた遺伝子解析研究
- () 大学・医療機関及び民間機関を含む外部研究機関から、ヒト遺伝子情報を受領し、当該研究機関もしくは第三者研究機関と共同して行う遺伝子解析研究

(6) DNAチップ市場の歴史、会社の歴史が浅いことについて

DNAチップの市場は、平成11年8月に国産第一号商品を当社が開発・販売するなど、比較的歴史が浅い市場分野であり、また当社自身も平成11年4月に設立した社歴が浅い会社であります。このため、期間業績比較を行うには十分な財務数値が得られないうえ、新規開発プロジェクトの存在などにより、過年度の経営成績だけでは今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があります。

(7) 小規模組織であることについて

当社は平成21年12月31日現在で、取締役4名、監査役3名、従業員26名の小規模組織であります。当社は、業務遂行体制の充実に努めてまいりますが、小規模組織であり、限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

一方、急激な規模拡大は、固定費の増加につながり、当社の業績に影響を与えるおそれがあります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年来の大幅な景気の悪化から、輸出や公共投資は回復しつつあるものの、国の財政基盤が極めて脆弱であることや、連立政権の政治的な不安定さも垣間見えることから、社会、経済、産業いずれの政策も先行き不透明な状況にあります。

当社を取り巻くバイオ関連環境におきましては、まず主要顧客である大学等公的研究機関での研究投資が新政権による事業仕分けの影響で縮小傾向にあり、加えて後発医薬品の使用促進等の医療費抑制策により、厳しい環境が続いており有利でない状況があります。しかし現実には、社会の急速な高齢化への対処と、癌やメタボリック・シンドロームなどに対する予防医療の必要性が強く認識されており、近々政策的に対処せざるを得ない状況が迫っていると考えております。

当社事業を取り巻く環境には厳しいものがありますが、このような状況下において当社は研究受託事業の拡大を図ることが重要課題であると認識しており、Agilent Technologies Inc.（以下アジレント社）製マイクロアレイを中心とした受託解析サービス拡大のため、ゲノム医学解析とアジレント社製マイクロアレイによる受託解析サービスの顧客一体化を図るとともに、新規受託解析メニューの充実及び情報解析受託の強化を図り、積極的に受注活動を推進しております。

また、リウマチ総合診断支援サービス（レミケード^(注1) 効果予測検査）の事業化推進と、拠点病院の拡大及び患者側アプローチの充実によるMammaPrint^(注2) の拡販に努めました。

この結果、当第3四半期会計期間における売上高は123百万円（前年同四半期比78.4%）となりました。利益面では、営業損失83百万円（前年同四半期92百万円）、経常損失82百万円（前年同四半期88百万円）、四半期純損失は82百万円（前年同四半期112百万円）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

研究受託事業

マイクロアレイを使用した受託解析サービスでは、複数の製薬企業や食品企業から受託解析を受注しました。また、大学、研究機関の研究者向けに、微量サンプルの遺伝子発現解析や遺伝子発現とタンパク質間相互作用の統合解析サービスを開始し、メニューの強化を図りました。また、ゲノム解析においては、大学、研究機関との共同研究をベースに、CNV^(注3)の受託解析を中心とした研究を受注しました。

その結果、当第3四半期会計期間の売上高は、39百万円（前年同四半期比85.2%）となりました。

商品販売事業

平成21年12月に「ハイブリ先生」の新製品販売を開始しました。また、MammaPrintの受注が徐々に立ち上がり始めました。一方、米国イルミナ社製の高性能シーケンサ関係では、高速シーケンサ装置導入に伴う情報解析システムを受注しました。

その結果、当第3四半期会計期間の売上高は、83百万円（前年同四半期比75.6%）となりました。

(注1) レミケード：「抗ヒトTNF モノクローナル抗体製剤」と呼ばれており、海外では欧米を中心にすでに80カ国以上で、100万人以上の関節リウマチやクローン病の患者に使用されている薬剤です。日本においては、3万人以上の患者に投与されております。

(注2) MammaPrint：乳癌の手術を受けられた患者の再発の可能性について情報を提供するサービスです。手術によって切除された腫瘍の70遺伝子における活性を測定することにより、患者の再発リスクの高低を調べます。

(注3) CNV：ある集団のなかで1細胞あたりのコピー数が個人間で異なるゲノムの領域のことをコピー数多型（C

opy Number Variation) と言います。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は927百万円で、前事業年度末に比べ318百万円減少しております。主な要因は次のとおりであります。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は827百万円で、前事業年度末に比べ123百万円減少しております。

受取手形及び売掛金の減少167百万円が主な要因であります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は100百万円で、前事業年度末に比べ195百万円減少しております。

長期預金の契約満了による減少200百万円が主な要因であります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は177百万円で、前事業年度末に比べ77百万円減少しております。

買掛金の減少109百万円が主な要因であります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は1百万円で、前事業年度末に比べ大幅な増減はありません。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は748百万円で、前事業年度末に比べ241百万円減少しております。

これは四半期純損失により利益剰余金が239百万円減少したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は27百万円増加し591百万円（前年同四半期末400百万円）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前第3四半期会計期間では320百万円の支出であったのに対し当第3四半期会計期間は71百万円の支出となりました。

主な要因は、税引前四半期純損失82百万円、売上債権の増加47百万円、たな卸資産の増加39百万円などの支出によるものですが、仕入債務の増加54百万円等の収入もありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前第3四半期会計期間では大口の収入・支出ともありませんでしたが、当第3四半期会計期間は98百万円の収入となりました。

主な要因は、長期預金の契約満了による収入100百万円によるものですが、固定資産の取得による支出1百万円もありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間ともに収入・支出ともありませんでした。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発につきましては、バイオマーカーの探索を目的とした高感度チップの開発を目指し、独立行政法人産業技術総合研究所と「生体関連物質の微量検出を目的とした新技術開発」の共同研究契約を継続して推進しております。

将来の個人化医療に向けた臨床診断チップ開発では、「リウマチ総合診断支援サービス」について、リウマチ診断コンテンツの充実を図ります。また、大阪府（代表者：大阪府立成人病センター）及び国立大学法人大阪大学大学院医学研究科と共同で進めてまいりました「消化器系癌の診断法の研究開発」につきましては、大腸癌に対するステージ 異時性転移予測チップを開発し、実際の臨床サンプルにおいて正診率77%という成果を得ました。今後は癌診断チップの臨床応用への実現を目標に、さらに研究開発を進めてまいります。

疲労等の診断チップについては、現在、株式会社総合医科学研究所と「疲労定量化及びそれに基づく健康に有用な研究」を共同で進めております。前期に引き続き将来の個人化医療への対応として、研究開発部を中心にメタボリックシンドロームや免疫関連等に的を絞った将来の個人化医療に向けたRNA診断（以下「RNAチェック」）のためのチップの開発や関連事業会社とのアライアンスを推進し、RNAチェックビジネスの早期事業の立ち上げを図ります。

これら診断チップに関する研究開発活動は、基本的に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等、国の公募への提案の採択を基に研究を推進してまいります。

当第3四半期会計期間の研究開発費の総額は、41百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,800
計	100,800

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,897	33,897	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	33,897	33,897		

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年12月31日		33,897		1,116,368		1,028,918

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,897	33,897	
単元未満株式			
発行済株式総数	33,897		
総株主の議決権		33,897	

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	32,000	43,400	81,400	68,500	67,000	62,000	50,000	47,650	45,000
最低(円)	24,700	28,520	48,300	50,100	53,600	47,600	40,500	37,100	38,700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、清友監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	391,817	593,397
受取手形及び売掛金	² 140,911	308,389
有価証券	200,000	-
商品	39,387	26,003
仕掛品	44,291	17,167
その他	11,216	5,853
流動資産合計	827,624	950,811
固定資産		
有形固定資産	¹ 44,932	¹ 36,702
無形固定資産	1,970	2,923
投資その他の資産		
長期預金	-	200,000
その他	53,252	55,881
投資その他の資産合計	53,252	255,881
固定資産合計	100,154	295,508
資産合計	927,779	1,246,319
負債の部		
流動負債		
買掛金	93,350	203,032
その他	84,316	51,648
流動負債合計	177,666	254,681
固定負債		
引当金	1,672	1,411
固定負債合計	1,672	1,411
負債合計	179,339	256,092
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,116,368	1,116,368
資本剰余金	1,028,918	1,028,918
利益剰余金	1,394,366	1,155,059
株主資本合計	750,919	990,226
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,480	-
評価・換算差額等合計	2,480	-
純資産合計	748,439	990,226
負債純資産合計	927,779	1,246,319

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	479,501	283,328
売上原価	597,416	356,167
売上総損失()	117,914	72,838
販売費及び一般管理費	₁ 202,826	₁ 169,754
営業損失()	320,741	242,593
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,647	3,975
為替差益	2,020	19
その他	6	3
営業外収益合計	9,673	3,998
経常損失()	311,067	238,594
特別損失		
投資有価証券評価損	74,800	-
その他	3,416	-
特別損失合計	78,216	-
税引前四半期純損失()	389,283	238,594
法人税、住民税及び事業税	712	712
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	712	712
四半期純損失()	389,995	239,306

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	157,837	123,771
売上原価	188,286	146,765
売上総損失()	30,448	22,993
販売費及び一般管理費	1 61,747	1 60,488
営業損失()	92,196	83,482
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,904	1,200
為替差益	1,984	21
営業外収益合計	3,888	1,178
経常損失()	88,307	82,303
特別損失		
投資有価証券評価損	23,960	-
特別損失合計	23,960	-
税引前四半期純損失()	112,267	82,303
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	237	237
四半期純損失()	112,505	82,541

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	389,283	238,594
減価償却費	13,099	12,951
投資有価証券評価損益(は益)	74,800	-
受取利息及び受取配当金	7,647	3,975
売上債権の増減額(は増加)	128,651	167,478
たな卸資産の増減額(は増加)	30,314	40,508
仕入債務の増減額(は減少)	88,374	109,682
その他	16,912	11,789
小計	282,156	200,542
利息及び配当金の受取額	7,647	3,975
法人税等の支払額	1,395	177
営業活動によるキャッシュ・フロー	275,904	196,744
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	2,474	4,835
敷金及び保証金の差入による支出	380	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,854	195,164
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	278,758	1,580
現金及び現金同等物の期首残高	679,749	593,397
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 400,990	1 591,817

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	
1 棚卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却又は除却等を見積りを考慮した予算に基づく年間償却費を期間按分する方法によっております。 なお、定率法を採用している資産については、会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却費累計額 307,255千円</p> <p>2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 283千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却費累計額 295,257千円</p> <hr/>

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 46,863千円 給与手当 36,187千円 研究開発費 32,961千円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 39,414千円 給与手当 33,295千円 研究開発費 21,031千円 2 当社は、事業の性質上、売上高が第2四半期会計期間及び第4四半期会計期間に集中する傾向があり、各四半期会計期間の業績に季節的変動があります。

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 15,591千円 給与手当 10,876千円 研究開発費 6,843千円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 11,838千円 給与手当 11,892千円 研究開発費 13,823千円 2 当社は、事業の性質上、売上高が第2四半期会計期間及び第4四半期会計期間に集中する傾向があり、各四半期会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 400,990千円 現金及び現金同等物 400,990千円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 391,817千円 有価証券 200,000千円 現金及び現金同等物 591,817千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	33,897

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
22,079.81円	29,212.80円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	748,439	990,226
普通株式に係る純資産額(千円)	748,439	990,226
普通株式の発行済株式数(株)	33,897	33,897
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数(株)	33,897	33,897

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 11,505.32円	1株当たり四半期純損失 7,059.83円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	389,995	239,306
普通株式に係る四半期純損失(千円)	389,995	239,306
普通株式の期中平均株式数(株)	33,897	33,897

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	3,319.03円	1株当たり四半期純損失	2,435.06円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	112,505	82,541
普通株式に係る四半期純損失(千円)	112,505	82,541
普通株式の期中平均株式数(株)	33,897	33,897

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社DNAチップ研究所
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士 田 口 邦 宏 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 人 見 敏 之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DNAチップ研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社DNAチップ研究所の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月5日

株式会社DNAチップ研究所
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士 田 口 邦 宏 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐 藤 紀 彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DNAチップ研究所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社DNAチップ研究所の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。